

鎌ヶ谷市商工会からのお知らせ



新春賀詞交換会のご案内

鎌ヶ谷市官公署事業所連絡協議会と共同開催

新春のひととき、地域経済の振興と発展を願うと共に、会員の皆様方はもとより、市内官公署関係者とのふれあいと親睦を深めてみませんか。商工会員であれば、どなたでも参加できます。多数の参加をお待ちしております。

日 時 平成31年1月7日(月) 午後3時～午後4時
場 所 総合福祉保健センター 6階会議室
会 費 1人 1,000円
申込み 会費を添え、12月12日(水)までに商工会窓口にてお申込み下さい。



源泉税年末調整相談会のご案内

個人事業の会員の皆様を対象に下記の通り相談会を開催致します。関係書類をご持参の上、直接ご来館下さい。(予約は不要です)尚、納付税額が無い方も税務署に「0」報告をする必要がありますのでご注意下さい。

日 時 平成31年1月15日(火) および 17日(木)
午前9時30分～11時30分、午後1時～3時
場 所 商工会館 2階会議室

<ご持参いただくもの>

- 税務署から送付された書類一式(納付書等)
- 専従者および従業員の月毎の給与・賞与の支払額がわかるもの
- 専従者および従業員の各種控除内容がわかるもの
 - ・国民健康保険の支払額がわかるもの(領収証等)
 - ・国民年金、一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険、地震保険および平成18年12月31日までに締結した長期損害保険、小規模企業共済などの控除証明書・支払証明書
 - ・扶養の有無および詳細(現住所、氏名、生年月日等)
 - ・住宅取得控除を受けられる方は、税務署から交付を受けた「住宅借入金等特別控除証明書」、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書、控除を受ける最初の年に行った確定申告で作成した「控除を受ける金額の計算書」

※印鑑(認印で可)が必要になる場合もございますので、念のためご持参下さい。

※ マイナンバーの記入が必要な書類がございます。事業主本人はもちろん家族、従業員および従業員家族のマイナンバーを事前にお調べ下さい。



「消費税簡易課税制度選択届出書」は 12月31日迄にご提出を

平成31年に課税事業者となる個人事業主で、簡易課税制度を選択される場合は、平成30年12月31日までに税務署に「消費税簡易課税制度選択届出書」の届け出が必要になります。

また、簡易課税制度の適用を止める場合は、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を同じく平成30年12月31日までに税務署に提出して下さい。



商工会費の口座振替について（お願い）

商工会費を預金口座振替で納入されている会員の皆様には、平成30年度下半期分（10月～3月）商工会費をご指定口座から振替させていただきます。出費ご多端の折りとは存じますが、残高のご確認をお願いいたします。

※千葉銀行・京葉銀行・千葉興業銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行
振替日：12月20日（木）

※東京東信用金庫 振替日：12月25日（火）



BUSINESS DIARY 差し上げます

2019年ビジネスダイアリーの在庫が若干ございます。
但し、数に限りがございますので、ご希望の方はお早目にお申し出下さい。



年末年始の商工会業務について

本年度の年末年始の商工会業務は次のとおりです。宜しくお願いいたします。

年末業務 12/28（金）まで 年始業務 1/4（金）より

鎌ヶ谷市商工会

鎌ヶ谷市南初富6-5-60

TEL 047(443)5565

FAX 047(442)1493